

『唐會要』の流傳に關する一考察

古畑 徹

- 一 はじめに
- 二 中國における『唐會要』研究をめぐって
 - 1 中國現存の諸抄本
 - 2 宋代における『唐會要』の流傳
- 三 諸書所引の『唐會要』をめぐって
 - 1 『永樂大典』所引『唐會要』
 - 2 『玉海』所引『唐會要』
 - 3 『事物紀原』等書所引『唐會要』
- 四 おわりに——假説の提示

一 はじめに

建隆二年(九六一)成立の王溥『唐會要』一百卷の通行本である武英殿聚珍版本(以下、殿版と略す)⁽¹⁾系統の諸本は誤りが多く、その利用に當つては東京・靜嘉堂文庫所藏明抄本(以下、靜嘉堂抄本と呼ぶ)⁽²⁾や諸書に引用された『唐會要』の記事を参照することが必要である、と最初に指摘したのは平岡武夫氏であった。その後、島田正郎氏によつて臺北・國立國會圖書館所藏の舊抄本二種(以下、臺北A抄本、臺北B抄本と呼ぶ)が紹介され、臺北A抄本は四庫全書本(以下、四庫本と略す)

の底本となつた汪啓淑家藏本そのものであることが明らかにされた。⁽³⁾ また、島田氏は殿版を四庫本と同じものと見なし、四庫本と臺北A抄本を對校し、四庫本が四庫全書館での唐代諸史料との綿密な對校作業を経て成立したとの見解を示された。

かつて筆者は、これらの見解を踏まえて、殿版、四庫本、靜嘉堂抄本、臺北A抄本、臺北B抄本の五種のテキストを比較調査し、その結果を「唐會要の諸テキストについて」と題して一九八九年に發表した(以下、拙稿Aと呼ぶ⁽⁴⁾)。そこで明らかにした主要な事項は以下の通りである。①靜嘉堂抄本は明抄本ではなく清康熙抄本である。②臺北B抄本は康熙以前の抄本で、ここから靜嘉堂抄本と臺北A抄本(康熙抄本)が派生した。③殿版と四庫本は變わらないという通説は誤りで、別系統のテキストである。④四庫本は臺北A抄本をかなりそのままに轉寫し、缺損部分を「別本」から補入して成立したと推定されるが、卷四九後半五項目だけは「別本」にもなく、缺したままとなつた。⑤殿版は一名『御定重刻唐會要』といい、清初にその存在が確認できる刻本を底本に(この點については本稿で若干の修正を行う)、四庫本や『冊府元龜』等の唐代史料を使って校訂・補入したものと推定されるが、その校訂には問題がある。以上の成果に基づいて諸テキスト間の關係を圖示すると、圖1のようになる。これらの事實は、『唐會要』のテキストに對する通念を大きく變えらるとともに、平岡氏の指摘の重要性を再確認するものとなつた。

しかし、拙稿Aでは検討できなかった問題が二つあつた。一つ目は、抄本の史料としての性格や價値の問題である。殿版の系統を引く通行本がテキストとして必ずしもよくないことは論じたが、抄本系のテキストが『唐會要』の原型に近いのか否かなど、性格・價値を論じる場合に最も肝心な點が検討できなかったのである。これでは抄本系のテキストを利用するうえでの手續きが不十分である。

二つ目は、他の諸書に引用された『唐會要』の記事が、四庫本や殿版の成立時に行われた校訂作業で利用されたか否かという問題である。『四庫全書』編纂時に『永樂大典』が大いに利用され、その中から散逸していた書物が復元されたこ

ただし、この作業中に、中國で『唐會要』のテキストをめぐる研究が二つ發表された。これらには流傳過程を考えるうえで注目すべき成果が見える。そこで、まずこの中國での研究についての検討を行い、それを踏まえて諸書所引記事の検討へ移っていきたいと思う。

二 中國における『唐會要』研究をめぐって

1 中國現存の諸抄本

中國で發表された二つの研究とは、一九八九年に發表された鄭明氏の「『唐會要』初探」(以下、「初探」と略す⁽⁶⁾)と、一九九一年に刊行された『唐會要』上海古籍出版社の「前言」である(以下、「前言」と呼ぶ)。「前言」の著者はこの本の標校工作者である上海社會科學院歷史研究所古代史研究室で、實際には一九八六年六月に書かれたものである。

「初探」で本稿と深く關わるのは、中國に現存する六種の舊抄本——北京圖書館所藏本三種(a・b・c本)と上海圖書館所藏本三種(d・e・f本)——を紹介・検討した點である。特に北京圖書館所藏本三種は、拙稿Aの追記で、當時輸入されたばかりの『北京圖書館古籍善本書目』⁽⁸⁾を基にその冊數・行格等を紹介し、拙稿Aで扱った三抄本(以下、この系統の抄本を臺北B抄本系抄本と呼ぶ)とは異系統の可能性があることを指摘しておいたものである。まず北京圖書館所藏本三種(以下、各々を「初探」の呼稱に基づいて北京a・b・c抄本と呼ぶ)について、『北京圖書館古籍善本書目』及び「初探」の成果に基づいて各抄本の概要を紹介しながら、臺北B抄本系抄本との關係を考察してみたい。

北京a抄本は、全十二冊の殘本で、現存四十卷(卷一〜三・十二〜十五・二十〜二三・二八〜三九・六六〜七二・七六〜八五)。

行格は十行二十字前後。書體は粗劣で、一人の手に成るものではなく、誤字も數えきれないという。北京圖書館では明抄本と見ており、鄭明氏もその「陳舊殘破」の外觀を根據にこれを肯定する。鄭明氏は、一般論として明抄本の書體・體裁

の拙劣さにも言及しており、この點も根據になつてゐるようである。筆者が注目したのは、卷首の目録にも殘缺があり、卷八から始まり卷八五まで來たところで「唐會要目錄終」となつてゐる點である。これは、このテキストが抄寫された段階で既に完本ではなく、目錄・本文とも卷八六以下は存在してゐなかつたことを暗示する。ただ、臺北B抄本系抄本との關係を考へ得る材料はほとんどない。⁽⁹⁾

これに對し、北京b・c抄本は臺北B抄本系抄本と同系統と考えられる。北京b抄本は、二四冊、一百卷。行格は十行約二十字。『北京圖書館古籍善本書目』はこれを清抄本とし、鄭明氏も康熙帝以降の皇帝の諱を避けた事例が見られない一方で、書體が清代に使われた館閣體なので、順治年間以前の清抄本とする。また鄭明氏は、特色として、卷首目錄の前に『郡齋讀書志』『直齋書錄解題』『玉海』の語が題辭として存在する點、卷七十一に錯入がある點、「貞」を「正」に改め、「構」と書かずに「御名」と註するといふ南宋高宗時代の避諱の例が見られる點を擧げている。この題辭や錯入・避諱は全て臺北B抄本系抄本と同じで、故に同系統と考えられるのである。⁽¹⁰⁾

一方北京c抄本は、二十冊、一百卷。前の十冊には朱筆の校文があるが、残りの十冊にはなく、書體も劣つてゐると鄭明氏はいふ。行格については、鄭明氏は十行二十字とするが、『北京圖書館古籍善本書目』は十二行二四字とし、何れが正しいかはわからない。『北京圖書館古籍善本書目』はこれを清抄本とし、鄭明氏も康熙帝・乾隆帝の諱を缺筆で避ける一方で四庫全書の提要を著録してゐないので、四庫全書成立以前の清抄本であろうと推定する。四庫全書成立後の抄本が全て提要を著録するとは限らないので、鄭明氏の四庫全書成立以前とする論證には無理があるが、乾隆以降の清抄本であることは間違いない。また題辭はないが、卷七十一の錯入や南宋高宗時代の避諱の例などは北京b抄本と同じである。それ故、これも臺北B抄本系抄本と同系統と筆者は考へるのである。

ただし、北京c抄本には注意をしておきたいことが一點存在する。鄭明氏によれば、北京c抄本には「稽瑞樓」「鐵琴銅劍樓」の印があるといふ。鐵琴銅劍樓とは常熟瞿氏の藏書のことで、瞿鏞の『鐵琴銅劍樓藏書目錄』卷十二に「唐會要

「一百卷 舊鈔本」が見える。その記事の最後には、

此れ稽瑞樓（楊文孫へ一七八二〜一八五二の室名―筆者註）藏本にして、中に朱筆の校過有り。竹垞氏（朱彝尊へ一六二九〜一七〇九）の號―筆者註）の見る所の本と較べ、尙九十三・九十四の兩卷多し。⁽¹¹⁾

とあるから、これが北京c抄本であることは明白である。注意したいのは、この史料に卷九三・九四が存在すると書かれていることである。鄭明氏も「一百卷全」と記しており、現在もこれは失われていないようである。⁽¹²⁾これに對し、拙稿Aで論じた三種の臺北B抄本系抄本には卷九三・九四が存在しない。とすれば、この二卷は、北京C抄本を、臺北B抄本系と結論づけるうえで大きな問題となる。しかしこれは北京C抄本の前十冊と後十冊の相違点から説明できる。なぜなら、朱筆の校文がありかつ書體が秀美な前十冊と校文がなくかつ書體も劣る後十冊とはあまりにも違いが大きく、北京c抄本は二つの異なる抄本の組み合わせと思われるからである。つまり、前十冊は臺北B抄本系でよいとしても、後十冊にはそうではない可能性があるのである。筆者は後十冊の方を後人の増補ではないかと疑うが、今後の再調査を俟つこととしたい。次に上海圖書館所藏の舊抄本を検討したい。「初探」は三種の舊抄本を紹介するが、「前言」には四種の抄本の紹介があり、鄭明氏の紹介する抄本を全て含む。そこで、「前言」に従って上海甲・乙・丙・丁抄本と呼んで検討を加える。なお、「前言」はこれらを全て同系統の抄本と位置づけているので、各抄本の紹介は必要最低限に止めたい。

上海甲抄本は、「前言」によると、舊抄本、十二冊、卷首に傳增湘（一八七二〜一九五〇）等の藏書印があり、傳增湘『藏園羣書經眼錄』卷六記載の『唐會要』の説明と合致するので、この傳增湘舊藏本であるという。そしてその特色として、①卷七〜十は全缺で、代わりに他書の文章の錯入がある。②卷九二は初めの二葉以外は缺で、卷九三・九四も全缺である。③「貞」を「正」に改め、「構」を缺筆もしくは「御名」と註する等の南宋高宗時代の避諱の例が見られる、の三點を挙げ、朱彝尊等所見の常熟錢氏所藏抄本と同系統の本で、その源となったテキストは南宋期のものと見られるとす。⁽¹³⁾また「前言」にはない説明があり、④卷十一にも太宗期

の記事や徳宗期の記事・先秦期の記事の錯入がある、⑤巻首目録の前に『郡齋讀書志』『直齋書錄解題』『玉海』の語が題辭として存在する、⑥「玄」に缺筆が見られる、⑦書體は館閣體で複數人の抄寫による、の四點の特色を追加できる。鄭明氏は明から清初期の抄本と述べるだけでそれ以上の時期特定をしていないが、この特色⑥⑦からすると上海甲抄本は清康熙抄本と見なしてよいと思われる。

上海乙抄本は、「前言」によると、清乾隆抄本で、乾隆二二年（一七五七）の進士である彭元瑞の「識語」があるという。「識語」は次のように記す。

是の書傳鈔都べて善本無し。舊と曾つて一部有りて、新舊兩書・六典・開元禮・元和郡縣志・冊府元龜・通典・通鑑・唐鑑・玉海・通考及び諸說部・文集より雜取し、校改すること十餘年、頗ぶる爽豁を覺ゆ。閒ま友人の借去するところと爲るも、火を戒しまず、是の本を以て歸へさるるに、脱誤は舊と略ほ相等し。記憶する所に就きて、少しく訂改を加え、俯仰すること二十年、手眼俱に退へ、向きの精密の如きこと能はざる也。芸槿⁽¹⁴⁾。

そして現に朱筆で改めた箇所が多く存在するので、これを彭元瑞の手校本とし、錯雜や缺失の状態は上海甲抄本と同じとする。「初探」はこれをd本とし、行格を十二行二五字としたうえでほぼ同じ説明をするが、題辭がないとする點と、明抄本であろうとする點が異なる⁽¹⁵⁾。鄭明氏が明抄本とする理由は、清朝の皇帝名を避諱した例がないことと、明抄本に多い粗劣な書體であることの二點であり、これが正しければ明抄本説が妥當である。「前言」の乾隆抄本説は、彭元瑞の手校本であることを彼が校正だけでなく全文も書寫したと誤解したか、「識語」を友人が焼失後に他の本を書寫して返卻したと解釋したか、の何れかの結果と思われる。

上海丙抄本は、「前言」によると、清王宗炎（一七五五～一八二六）校本で、冒頭に朱彝尊の跋文があり、現存九三卷で、卷七～十・九二～九四が全缺、文字は上海甲・乙抄本とほぼ同じという。ただし、上海古籍出版社本の卷九四の校勘記を見ると、北突厥の項の冒頭條の一字をこの抄本で校勘している⁽¹⁶⁾。それ故「前言」の卷九四全缺という記述は誤りである

が、何の理由もなくその校勘者自身が書いた「前言」でこれほど大きな誤りをするというのは不可解である。卷九四が大幅な缺失を持つ不完全巻だったためにこのような誤記が起ったと考えるのが最も穩當な推定であろう。⁽¹⁷⁾一方「初探」はこれをe本とし、行格が十二行二四字、康熙帝・乾隆帝の諱を避けて缺筆し、『玉海』等三書の題辭があり、書體は館閣體である、と説明する。鄭明氏はここから清抄本とのみ記すが、王宗炎校本であることから乾隆・嘉慶期の清抄本とまで限定してよからう。

上海丁抄本は、「前言」によると、一冊で、卷一〜九が存し、卷七〜九の錯入狀況は他の諸本と同じだという。「初探」にはこれに該當するものはない。

以上、上海圖書館藏の四抄本を紹介してきたが、「前言」の全て同一の源流から出た同一系統の抄本であるという主張を、筆者も妥當なものとして支持する。「前言」は、これを常熟錢氏抄本の系統と表現したうえで、もう一つ別系統の抄本が存在したとし、それは四庫本の底本となった汪啓淑家藏本であると述べる。その理由として、卷九二〜九四が完備していたことを擧げ、四庫全書がこれを採用したことを「比較合理的」と稱し、以後殿版へと繼承されていったとの理解を示している。しかし、拙稿Aで明らかにしたように、汪啓淑家藏本||臺北A抄本にも卷九二〜九四は完備しておらず、四庫本は「別本」からこれを補ったのであり、殿版は底本となった刻本にもこれがなかったもので、卷九二・九三を他史料から、卷九四を四庫本から増補して成ったのである。つまり、汪啓淑家藏本||臺北A抄本と常熟錢氏抄本とは同一系統なのである。いいかえれば、臺北B抄本系の三抄本と上海圖書館所藏舊抄本四種とは同一系統のテキストということである。

以上、中國に現存する七種の抄本を検討してきた。その結果、北京a抄本を除く六種の抄本が臺北B抄本系の三抄本と同一系統であることが判明した。要するに、現存が確認できる舊抄本十種のうち少なくとも九種が臺北B抄本系抄本なのである。そして上海丁抄本以外はいずれも明から清初の抄本であること、乾隆期にその存在が確認できる常熟錢氏の抄本が臺北B抄本系抄本であることも確認した。さらにいえば、彭元瑞が最初に校訂した抄本も「識語」からすると同系統と

思われる。これらから、明から清初の殿版が出る頃までの時期、廣く流布し抄寫されていたのは臺北B抄本系抄本だったと推定してよからう。そして、それらの源となったテキストは、多くの臺北B抄本系抄本が南宋高宗の諱を「御名」と書く避諱の方法を採っていることから考えて、南宋高宗期（一一二七—一一六二）の抄本と考えるとよいものと思われる。

2 宋代における『唐會要』の流傳

「前言」には、上海圖書館所藏抄本以外にも注目すべき見解が示されている。それは宋代における『唐會要』の流傳に關する二つの見解で、一つは宋代に刻本が存在したとするもの、もう一つは宋代に既にいくつかの異本が存在したとするものである。

「前言」が宋代に刻本が存在したとする根據は、慶曆六年（一〇四六）に書かれた、文彥博の「五代會要刻本題跋」中の、

本朝の故相王公溥、唐及び五代會要を撰し、凡そ當時の制度沿革、粲然と條陳して遺す無し。唐會要已に吳に鏤板されるも、五代會要未だ甚しくは傳はらず。

という記述である。⁽¹⁸⁾この記述に誤りがないとすれば、北宋仁宗の一〇四六年當時に既に蘇州で版刻されていたことを示す貴重な史料の發見といえよう。

しかし、この刻本についての記録は清代まで一切見いだせない。それ故、通説では、殿版まで刻本は存在せず、抄本としてのみ流傳したとされていたのである。かつて筆者は、拙稿Aで、殿版が一名『御定重刻唐會要』であることと、朱彝尊『曝書亭集』卷四五「唐會要跋」の「今、彫本有ること罕なるも、予、之を購いて四十年」から、清初に刻本が存在したことを明らかにしたが、その來歴はわからなかった。しかし「前言」によって宋刻本の存在が明らかにになり、他に刊刻したという史料がない以上、清初に存在した刻本が宋刻本であった可能性が十分に出てくる。⁽¹⁹⁾確かに、武英殿聚珍版が四

庫全書を版刻するのを通例とするのに反し、『唐會要』のみ四庫本を探らずに清初に存在した刻本を底本にしたというこの異例さは、貴重な宋刻本が見つかったのでこれのみ例外としたと考えると理解しやすい。だが、この理由のみでは清初に存在した刻本を宋刻本と推定する根拠に乏しい。直接的に宋刻本であることを証明する史料は現状下では見当たらないが、上記の根拠同様の異例性という状況證據ならば、もう一つ存在する。ただ、これを示すには、その前に殿版の底本についての拙稿Aの見解に修正を加える必要がある。

拙稿Aでは殿版の卷四九後半の燃燈・病坊・僧籍・大秦寺・摩尼寺の五項目が清初に存在した刻本にそのまま基づくことだけを指摘したが、實はこの五項目はそれぞれ僅か二・三條しかない⁽²⁰⁾。しかし、この二・三條以外にも本來の『唐會要』に條文があったことは、拙稿Bで指摘した僧籍の逸文や『資治通鑑』胡註に引かれた病坊の逸文によって明らかで、清初に存在した刻本はこの五項目についても不完全なものであった。問題はその不完全さの理由である。僧籍の脱落の仕方は残された短い會昌五年條を挟んで前後が缺けており、傳來過程で一葉抜け落ちたというようなテキストの欠損による脱落ではなく、むしろこの條文だけが抜き出されたような觀が強い。また、他にも三條以下の項目はあるが、このように立て續けに三條以下というケースはなく、ここだけ異例だということも注意すべきである。この状況を総合すると、清初に存在した刻本は記事を抄録した節本と推定できるように思われる。

この刻本＝節本という推定は、清初に存在した刻本から校訂を経て殿版が生まれる過程を、拙稿Aの見解以上に整合的に説明してくれる。例えば拙稿Aでは、殿版の卷九三諸司諸色本錢上下を『冊府元龜』卷五〇五―七邦計部俸祿と對照し、その條文の大半が文章を含めて一致することから、刻本に断片的に残っていたのは『唐會要』のオリジナル記事のある寶應元年以前の部分で、それ以降は主に『冊府元龜』邦計部俸祿からの補入であると結論づけた。しかし、全てが同文ではなく、殿版の方が節略されている場合や、一條だけだが、『冊府元龜』よりも四文字多く別史料との接合と推定した例外もあった⁽²⁴⁾。この状況は、卷九三は殿版の底本となった刻本に存在したが、それが節本だったので『冊府元龜』から増

補したと考える方が、例外を設けずに説明できてよい。同様のことは卷九二第二項の内外官職田にもいえ、四庫本にあった條文の脱落や、『冊府元龜』邦計部俸祿とほとんどが對應するものの、二條だけ『冊府元龜』と内容が數文字分異なるという状況を、他史料との接合といった例外を設けずに説明できる。そもそも筆者には、殿版の底本となつた刻本が卷七〇及び卷九四を缺いていたのは間違いないため、安易に卷九二第二項と卷九三も缺けていた朱彝尊所藏刻本と同じ刻本であるという前提で論を進めてしまったところがある。しかし、既に拙稿Aの段階で卷九三にわずか三條でもオリジナル記事が存在することを確認しており、卷九三を全缺とする朱彝尊所藏刻本と異なることは明らかで、こうした前提をはずして立論すべきだったのである。殿版が四庫本にあった條文をしばしば脱落させているのも、底本が節本なので四庫本できちんと校訂・増補しなければならなかったのに、見落としてしまった作業ミスと解釋できる。

以上見てきたように、清初に存在し、殿版が底本とした刻本は、節本と考えられる。ただ、節本が底本になるということと自體は本來的にはおかしなことであり、事實上は多くの校訂・増補によってほとんど原形をとどめていない。にもかかわらず、殿版が『御定重刻唐會要』の異名を持つ以上、この刻本が底本の位置に置かれていたこともまた動かし難い事實である。この異例性を説明する手段は、刻本の來歴にしか求めようがないように思われる。つまり、その刻本が貴重な宋刻本だったから節本であるにもかかわらず底本と位置づけられたという説明しか今のところ想定し得ないのである。従つて、二つの異例性という状況證據からため假説の域を出ないが、「宋刻本||節本||清初に存在した刻本」を現時點の筆者の理解としておきたい。なお、本稿では今まで「殿版が底本とした刻本」という表現をしてきたが、より事實關係を明瞭にするために、以降は「殿版の底本と位置づけられる刻本」と表現する。

次に、宋代に既に異本が存在したとする見解を検討する。その根據は、『唐會要』を多く引用する『玉海』に、『唐會要』の異文を引用する註が十箇所以上存在する點にある。管見の限り、引用した『唐會要』に註して異文を記す箇所は、少なくとも四一箇所確認でき、内譯は「一本」もしくは「一本云」と表記するのが十一箇所、「一作」が十二箇所、「一

云」が十八箇所である。⁽²⁶⁾特に注意すべきは、『玉海』卷一六四宮室・樓の唐勤政樓・花萼樓に引用された『唐會要』の開元二十年六月條にある「一本、天寶十三年六月に作る。一本、開元二十六年に作る。此れ是れ出處同じからざれば、誤りに非ず。」という註で、⁽²⁷⁾南宋末には最低三種のテキストが存在していたことがわかる。先の考證で、臺北B抄本系抄本の源流となった南宋高宗期抄本の系統と節本の可能性のある宋刻本の系統が當時存在したことはわかったが、それ以外のテキスト系統があった可能性もあるのである。

では、『玉海』が基準とした『唐會要』のテキストの系統はどのようなものだったのであろうか。そこで、先掲の四一箇所のみを異文註記事を臺北B抄本系抄本の一つである臺北A抄本と對校したところ、臺北A抄本の字句が異文とはば一致したのが八箇所、本文とはば一致したのが三十二箇所、當該の條文自體見當らないのが一箇所となった。ここから判断すると、『玉海』は臺北B抄本系抄本の源流となった南宋高宗期抄本と同系統もしくは非常に近い系統のテキストを、多くの場合基準としていたものと思われる。

もう一つ異文註記事を調査して気づいたのは、それが全て崔鉉『續會要』の記す大中六年(八五二)以前の記事で、うち三例以外は蘇冕『會要』の記す徳宗以前の記事だということである。『唐會要』が蘇冕『會要』四十卷と崔鉉『續會要』四十卷を合わせ、大中七年以降の記事を増補し、全一百卷として成ったことはよく知られているが、蘇冕『會要』と崔鉉『續會要』は宋代には獨立した本としても存在していた。これらの存在が確認できるのは南宋末までで、確實な引用例は蘇冕『會要』は洪邁(一一三三～一二〇二)の『容齋四筆』、⁽²⁸⁾崔鉉『續會要』は『玉海』が最後であるが、蘇冕『會要』は『玉海』にも引用されているという説もある。⁽²⁹⁾

『玉海』が『續會要』を引くのは卷二八聖文・雜御製の唐前代君臣事跡・連屏・君臣事跡屏だけであるが、ここには異文註記が存在し、「一云」が二箇所、「一本云」が一箇所ある。ここで二つの疑問が生じる。一つは『唐會要』の成立以降その價值が低くなっていた『續會要』に何種もの異本があったのだろうかという疑問であり、もう一つは『唐會要』と

『續會要』では當然字句に相違が出るはずなのに、『續會要』はここ一箇所しか引かれず、『唐會要』の引用記事に『續會要』との對校が見られないのはなぜかという疑問である。そこで注意したいのが、三箇所の異文註記記事が何れも『唐會要』の卷三六修撰の當該記事と字句の異同のある箇所だということである。⁽³⁰⁾この異本を『唐會要』のことと考えれば、第一の疑問は解ける。そしてこれと逆の形もあると考え、『唐會要』の異本の一つが蘇冕『會要』と崔鉉『續會要』を指すと見れば、第二の疑問も解ける。要するに筆者は、『玉海』は蘇冕『會要』と崔鉉『續會要』を『唐會要』の異本として扱ったのではないかと推測するのである。そしてそのような扱いを受けたからこそ、蘇冕『會要』と崔鉉『續會要』は明代まで傳わらなかったのではあるまいか。

以上、中國における『唐會要』研究の成果を紹介・検討し、明から清初期の抄本傳寫の状況と宋代における流傳状況を可能な限り明らかにした。次章では、この結果を踏まえて諸書所引の『唐會要』の記事を検討し、宋から明までの流傳の状況を考えたい。

三 諸書所引の『唐會要』をめぐる

1 『永樂大典』所引『唐會要』

諸書所引の『唐會要』の記事を検討するには、時代を遡っていく方がわかりやすいので、まずは『永樂大典』から始める。『永樂大典』は永樂三年（一四〇五）に編纂が開始され、永樂六年（一四〇八）に成った中國最大の類書で、完成時は全二二八七七卷あったが、現存するものは僅か八百卷程といわれ、このうち七九七卷が現在中華書局から影印出版されている。この七九七卷の中に『唐會要』は九七箇所引用されており、拙稿Bでそれらは既に整理してある。⁽³¹⁾従って、以下の検討は拙稿Bの整理に基づくものである。

まず、「はじめに」で挙げた、『永樂大典』は四庫本・殿版成立時の校訂作業に利用されたか否か、という問題を検討してみた。『永樂大典』所引の『唐會要』と臺北B抄本系抄本三種・四庫本・殿版とを對比したところ、利用した形跡は見いだせなかったが、利用を否定する要因の方は二つ出てきた。

一つは『永樂大典』所引『唐會要』に上記五種の『唐會要』には見當らない記事、要するに逸文が見られることである。それらは全部で十一存在し、拙稿Bでその本来の収録項目を推定したところ、卷三内職が一、卷八郊議もしくは卷九雜郊議が二、卷四九雜籍が二、卷四九雜錄が二、卷五十雜錄が一、卷五九兵部尙書・侍郎もしくは卷七五雜處置が一、卷九四吐谷渾が一、となった。既述の如く、卷八・九・四九・九四は四庫本・殿版の校訂でポイントとなったところである。卷三内職も、殿版に「此條原本有闕」と註されており、校訂者が缺文のあることを認識していたことがわかる。このように問題とされていた箇所⁽³²⁾の逸文が『永樂大典』に見えるということは、『永樂大典』が校訂作業に使われなかったことを意味しよう。

もう一つはテキスト間の對比結果である。それによると、『永樂大典』の文章・字句は殿版のそれとしばしば大きく異なるのに對し、抄本三種・四庫本のそれとでは異なるケースが殿版より少なく、大きな違いもあまり見られないという傾向が現れるのである。ここから、殿版の校訂に『永樂大典』が使われなかったことは確かである。では四庫本の校訂ではどうか。これを検討するには、大きな傾向性より細かな實例を見た方がよい。そこで對比の一例を示そう。

『永樂大典』卷六二三農字・進農書には『唐會要』卷二九節日・貞元五年條が引用されている。その中の「士庶刃尺を以て相い遣くり」の「刃尺」は、抄本三種では二字分空缺、四庫本では「物」、殿版では「尺刀」になっている。この記事は『冊府元龜』卷六十帝王部立制度一・貞元五年正月乙卯條にもあり、ここでは「刀尺」になっている。『永樂大典』と殿版の字句が意味的に妥當なことが確認できるとともに、四庫本の「物」は文意から補ったとしか考えられない。四庫本とその底本となった臺北A抄本とを對比していくと、臺北A抄本の空缺をこのように文意で補ったと推測される例が少

なからず存在する。以上から、『永樂大典』は四庫本・殿版成立時の校訂作業には全く利用されなかったと判断してよからう。

次に、『永樂大典』が参照したテキストがどのようなものだったかを検討したい。『永樂大典』所引記事を見ると、「民」を「人」、「治」を「理」に作る唐代の避諱や、「貞」を「正」に作る宋代の避諱が見られる。『永樂大典』は避諱に氣づかぬまま『唐會要』から引用していたようで、卷一三三四五諡字・諡法の「正」の條に、『唐會要』卷七九諡法上の「貞」の條が引用されているのはその典型である。それだけ『永樂大典』の編集作業が粗雑であったと同時に、そのおかげで引用記事には参照したテキストの原形を知るヒントが残されたのである。ここから、『永樂大典』が宋代のテキスト、もしくはそれを基に抄寫したテキストを参照したことは確實である。

しかし宋代のテキストにもいくつかの系統が存在する。このうち臺北B抄本系抄本の源流となった南宋高宗期抄本の系統との遠近關係は、所引記事と現存諸テキストとを對校することで明らかにできる。先述のように、『永樂大典』所引記事と抄本三種・四庫本は文章・字句が近く、殿版は遠いようである。それをより具體的に示すために、年號・年月日の『永樂大典』所引記事・臺北A抄本・殿版の三テキスト間の異同全二九例を分類してみた。それぞれの冒頭の一字を略號にしてそれを示すと、①永_{||}臺_{||}殿_{||}十七例(五八・六%)、②永_{||}殿_{||}臺_{||}四例(二三・八%)、③永_{||}臺_{||}殿_{||}六例(二〇・七%)、④永_{||}臺_{||}殿_{||}二例(六・九%)となる。『永樂大典』は短期間で編纂されたために粗漏が多いとされ、それが原因ならば③が最も多くなりそうなものだが、實際には①が壓倒的に多いのである。つまり、誤記による相違よりもテキスト系統の相違の方がこの異同の主原因と考えられ、『永樂大典』が参照したテキストと臺北A抄本とはかなり近く、それらと殿版とは遠いと判断されるのである。ここから、『永樂大典』が参照したテキストは、高宗期抄本の系統に屬するテキストであったと考えられる。それも、卷三・八・九・四九・九四等の逸文を含むのであるから、かなり完本に近いものであったと推測できよう。

實際、明の朝廷にはかなり完本に近い『唐會要』が所藏されていた可能性がある。正統六年（一四四一）に成った明廷の藏書目録である『文淵閣書目』の卷六に、「唐會要 一部五册闕 唐會要 一部三十册闕 唐會要 一部二十五册闕」とあるからである。この三種は何れも缺失のある不完全本ではあるが、管見の限り諸書目に三十册以上の『唐會要』は見當らず、三十册本は現在知る限り最も冊数の多いテキストである。それ故、この三十册本は、缺失の少ない完本に近いテキストで、『永樂大典』が参照したテキストではないかと考えられるのである。

ともかく、明初にはまだ完本に近い、高宗期抄本の系統のテキストがあつたのである。これがそのまま明末まで残されていれば、現存諸抄本のような大幅な缺失は存在しなかつたものと思われる。ところが、萬曆三十三年（一六〇五）に作られた『内閣藏書目録』には、明廷所藏の『唐會要』三種が全て存在しない。つまり十五世紀半ばから十七世紀初までの百六十年間に、これらは明廷から失われてしまったのである。⁽³³⁾ 卷三・八・九・四九・九四などの缺失・缺損は、この明代に起こつたものと考えて大過なからう。

2 『玉海』所引『唐會要』

『玉海』は南宋末の王應麟（一一二二—一二九六）が撰した類書で、全二百卷。宋元交代期に損傷し、至元六年（一二三〇）の初刻の際には既に完本はなく、その後何度か補修されている。この『玉海』が『唐會要』を大量に引用することは、既に平岡武夫氏が指摘されたことである。⁽³⁴⁾ 實際に検索を試みたところ、その引用形式に六パターンあることがわかつた。以下にその六パターンとそのパターンの引用数を示す。

A、本文にまず『唐會要』と引用書名が書かれ、その後引用文が續く形式で、他書の記事の混入や同文關係等を示す註記のないもの。六五九箇所。

B、本文の引用書名は『唐會要』だが、他書の記事の混入や同文關係等を示す註記のあるもの。これにはさらに、引用

書名の下に「兼○○」「又○○」という割註がある、引用書名の下に「○○同」という割註がある、本文末に「○○同」という註がある、の三パターンがある。二五箇所。

C、本文の引用書名は他書だが、『唐會要』の記事の混入や同文関係等を示す註記のあるもの。これにはさらに、引用書名の下に「兼會要」という割註がある、本文末に「兼會要」という註がある、本文末に「會要同」という註がある、の三パターンがある。三十箇所。

D、本文に引用書名がなく、本文末の註で『唐會要』からの引用であることを示すもの。これには註の表記法に、「會要」と「見會要」の二パターンがある。五箇所。

E、本文は他書の引用文だが、そこに註記で『唐會要』の文章・字句を引用するもの。これには註の内容で、本文との何らかの関連での引用、本文引用書との字句の異同を示すための引用、註における考證での引用、の三パターンがある。三三四箇所。

F、本文における編者の考證の中で『唐會要』を引用するもの。七箇所。
以上合計で一〇六〇の引用事例が検出できた。

さてまず、『玉海』が四庫本・殿版成立時の校訂作業に利用されたか否か、という問題を検討してみたい。『玉海』所引『唐會要』の記事と先掲の『唐會要』テキスト五種とを對比したところ、ここでも利用の形跡は見いだせなかった。一方利用を否定する證據になる逸文・缺文は多い。殿版で確認できなかった記事は一二三、うち四庫本でも確認できなかった記事は一一九もあるのである。このうち、校訂の焦点となった卷七の十の逸文と思われるものが三七⁽³⁵⁾、卷九二の逸文と思われるものが一、卷九四の逸文が四ある。この事實からすると、『玉海』は四庫本・殿版成立時の校訂作業に利用されなかったと結論づけてよい。

次に、『玉海』が参照した『唐會要』のテキストと現存諸テキストとの関係について検討したい。前章で、『玉海』が

基準としたテキストは臺北B抄本系抄本の源流となった南宋高宗期抄本と同系統もしくはそれに近いテキストであると推定した。このことは、『玉海』に残された『唐會要』の逸文・缺文の状況からも確認できる。殿版のどの巻のどこが底本と位置づけられる刻本に基づいたかを確認することは難しいが、四庫本に存在している記事が殿版で落ちている場合は、その記事が刻本にはなく、それを校訂作業で気づかずに出版したためと考えられる。つまり、臺北B抄本系抄本・四庫本にあって殿版にない記事は、高宗期抄本系テキストにはあったが殿版の底本と位置づけられる刻本にはなかった記事なのである。先に殿版では確認できなかったが四庫本では確認できた『玉海』の所引記事が四つあることを指摘したが、逆はなかった。この四つこそは右記のような記事であり、『玉海』の基準としたテキストが高宗期抄本系テキストに近いことを示す證據の一つになる。

また、前節で『永樂大典』が高宗期抄本系テキストを参照したと考證したが、『永樂大典』所引『唐會要』と同じ記事が『玉海』にも三六箇所見られる。『玉海』はかなり節略して引用するので、『玉海』の字句が『永樂大典』の字句と同じか否かという形で字句の異同を調べると、同じであることが多い。⁽³⁷⁾また、『永樂大典』卷六二三農字・進農書には、現存『唐會要』卷二九節日・貞元五年條の「以中秋節代晦日。其月二十六日、中書侍郎李泌奏」という缺文が存在する。この二六日の記事が『玉海』卷一七八食貨・農官の唐兆人本業記・中和節進農書に引く『唐會要』に「二十八日、李泌奏」と出てくる。⁽³⁸⁾これらも、『永樂大典』の参照したテキストと『玉海』が基本としたテキストが同系統であったことを示すものと考えてよからう。以上で、前章での推定は補強されたものと思われる。

このように見てくると、『玉海』所引『唐會要』の記事はかなり信用できるように思えてくるが、問題はそれほど単純ではない。なぜなら、『玉海』はかなり原文を節略して引用しているからであり、また『玉海』の現行テキストにも誤りが多いからである。後者は、所引記事と現存諸テキストとを對校するとよくわかる。『永樂大典』所引記事の検討と同様に、年號・年月日の『玉海』所引記事・臺北A抄本・殿版の三テキスト間の異同全二六九例を分類し、それぞれの冒頭の

一字を略號にして示すと、①玉_{||}臺_{||}殿_{||}百三例(三八・三%)、②玉_{||}殿_{||}臺_{||}三四例(二二・六%)、③玉_{||}臺_{||}殿_{||}十六例(四三・一%)、④玉_{||}臺_{||}殿_{||}十六例(五・九%)、となる。この検討結果の特色は、『永樂大典』の場合と比較すれば明瞭だが、『玉海』の誤記による可能性の最も高い③が最多という点である。本節冒頭で述べたように、『玉海』は宋元交代期に損傷し、その初刻本の段階で既に完本がなかったのだから、誤記が多くなるのは當然なのである。『玉海』所引の『唐會要』を利用する場合にはこの點に注意する必要がある。

この検討結果でもう一つ注目したいのは、①と②の差異である。①と②の比率は七五對二五となり、ここから、『玉海』が参照したテキストと臺北A抄本とはかなり近く、それらと殿版とは遠いという、今までの検討結果と符合する結論が導き出せる。この①と②の比率は『永樂大典』でも八一對十九となり、ほぼ同じである。これほどの差異が出る理由は、基としたテキストの違いだけではないように思われる。

そこで、『玉海』の『唐會要』引用形式のEの第二パターン——本文は他書の引用文だが、そこに本文引用書との字句の異同を示すために『唐會要』の文章・字句を註記で引用するという形式——に着目してみた。この註の『唐會要』の字句と殿版の該當箇所⁽³⁹⁾の字句とが異なるケースは十六例存在するが、そのうち十三例までが殿版の字句と他書引用文の字句とが同じである。これに對し、註の『唐會要』の字句と臺北A抄本・四庫本の該當箇所⁽³⁹⁾の字句とが異なるケースは三例しかない。これは何れも註の『唐會要』の字句と殿版の該當箇所⁽³⁹⁾の字句とが異なる十六例の中に入るが、他書引用文の字句と同じなのは一例に過ぎない。この結果は、殿版が他書を参照して校訂した時に、本來の『唐會要』の字句が變えられてしまったことを意味するように思われる。つまり、①と②の大きな差異は、基としたテキストの違いだけではなく、殿版には校訂で本來の字句が變えられてしまった箇所があることも、一つの要因になっていると考えられるのである。

北宋期の諸史料で『唐會要』を多く引用するのは、『事物紀原』『資治通鑑考異』『太平御覽』『太平廣記』(以下、それぞれ『紀原』『考異』『御覽』『廣記』と略す)である。これらに引用された『唐會要』の記事を概観してみたい。

『紀原』は、元豐年間(一〇七八―八五)開封の人といわれる高承が編纂した類書で、本来は十卷二七〇項目であったが、後人の増補によって南宋代には二十卷になっていたという。それ故、所引『唐會要』は北宋代のものとは断定できないし、高承が見たテキストと後人の見たテキストが同じであったともいえない。

『紀原』にもテキスト問題はあがあるのだが、とりあえず中華書局點校本(一九八九年刊)を基準テキストにして所引『唐會要』記事を検索したところ、九二の記事を検出し、うち五つは現存諸テキストには見当たらないので逸文と思われる。この逸文の中に、卷七道釋科教部・僧帳に引用された次の文章がある。

又(唐會要に)曰く、舊制、僧尼簿は三年に一たび造り、其の籍の一本は祠部に送り、一本は州縣に留む。又、開元十七年八月十日、敕すらく、僧尼は宜しく十六年の舊籍に依るべし、と。⁽⁴¹⁾

これは内容から見て卷四九僧籍の逸文と思われるが、前半の條文と同一の内容が殿版に「三歳毎に、州縣は籍を爲り、一は以て州縣に留め、一は以て祠部に上る」と載っている。文章からすると、『紀原』の方は本来の條文をそのまま記し、殿版の方は文章を崩して文意のみ取った観がある。先述のように卷四九僧籍は現存『唐會要』では殿版のみにしかなく、底本と位置づけられる刻本に依ったと考えられるところである。とすれば、ここから、刻本が節本だったという推定が補強されるとともに、『紀原』のこの條が引用したテキストは『唐會要』の完本だったと推定される。ただし、先述のような成立事情なので、この推定を『紀原』全體に敷衍することはできない。

『考異』は、司馬光が『資治通鑑』編纂と同時にその史實考證の經緯をまとめて三十卷としたもので、成立は『資治通

鑑』と同じ元豐七年（一〇八四）である。宋刊本を縮印した四部叢刊本（一九一九年刊）を基準テキストにして所引記事を檢索したところ、二十の記事が檢出され、うち五つが現存諸テキストに見いだせないので逸文と見られる。ただ、卷四九の逸文がないので、ここから司馬光が参照したテキストが完本か否かの考察はできない。そこで別の推定方法を探ると、『資治通鑑』が崇文院に史局を設けて編纂されたことがヒントとなる。そもそも『唐會要』は宋の太祖に進呈されて史館に收藏されたもので、⁽⁴²⁾その後も崇文院にある三館・祕閣に存在し、慶曆元年（一〇四一）に作られたその目録である『崇文總目』の卷三には「唐會要一百卷 王溥撰」とある。これは當然完本であり、それを司馬光は参照したと考えて問題はない。

『御覽』と『廣記』は、ともに宋初に敕命を受けて編纂された宋朝四大部書の一つで、『御覽』は太平興國八年（九八三）に成り、全一千卷、『廣記』は太平興國三年（九七八）に成り、全六百卷である。ともに『唐會要』の編纂からまもなくの編纂で、また敕撰でもあるから、『唐會要』の完本を参照したものと推測できる。

その所引記事の概要は、『御覽』では、南宋慶元五年（一一九九）刊本を別の宋本で一部補った四部叢刊三編本（一九三五年刊）を基準テキストにして檢索したところ、三二二の記事を檢出した。うち二つは現存諸テキストに見当たらず、逸文と考えられる。特徴的なのは、三二二記事中二九までが卷五六～五七四の樂部五十二に存在していることである。必然的に引用記事は『唐會要』卷三二～三四の樂關連項目に集中し、逸文の一つも卷三三西戎五國樂の逸文である。『廣記』では、中華書局校點本（一九六一年刊）を基準テキストにして檢索したところ、三一の記事が檢出できた。うち二つは現存諸テキストに見当らず、逸文と考えられる。特徴的なのは、全記事が卷一九九知人一と卷一八五・六銓選一・二の三卷のみに存在し、確認できるものは全て『唐會要』卷七四掌選善惡、卷七五選限、卷七五藻鑑の三項目からの引用であることである。

以上宋代の諸書所引の『唐會要』について検討してきたが、あえて今まで検討からはずしてきた問題がある。それは、

この所引『唐會要』記事の中に、當時まだ現存していた蘇冕『會要』や崔鉉『續會要』からの引用が紛れていないかという問題である。『紀原』は最初の引用である卷一正朔曆數部・中和に「王溥唐會要」と明記されているので、兩書の混入はないものと判断できる。問題は後の三書である。

まず崔鉉『續會要』から検討すると、『廣記』では冒頭の引用書目に『續會要』がないので問題外であり、『考異』と『御覽』は『續會要』を引用するときに明確にこの書名を記すので、テキストの誤寫以外では紛れ込みはないと判断する。

次に蘇冕『會要』だが、『御覽』と『廣記』は冒頭の引用書目に『會要』を挙げずに『唐會要』を挙げ、出典の表記も『唐會要』である。とすれば兩書とも、蘇冕の『會要』と王溥『唐會要』のどちらかしか見ていないはずである。『御覽』卷五九樂部七淫樂には、まず「唐會要曰く」で卷三四論樂・調露二年條が引用された後に、續いて「又曰く」として引用された卷三四雜錄・威通中條がある。威通年間(八六〇~八七四)の記事は蘇冕『會要』にはないもので、それが「又曰く」という形で調露元年條と同一書から引用されているのであるから、『御覽』所引の『唐會要』は王溥のそれと断定できる。『廣記』にもこれは敷衍できると思うが、全て唐徳宗以前の記事なので、断定には若干の不安が残る。残る『考異』は、引用書名を『唐會要』『會要』の二通りに表記するので判断が難しい。ただ、蘇冕『會要』にはないはずの元和二年(八〇七)の記事を『會要』の書名で引くので、この二通りの表記が使い分けられていないことは確かである。この元和二年の記事からすれば、二表記とも王溥『唐會要』を指すと考えるのが妥當であろう。

四 おわりに——假説の提示

最後に、ここまでの考察をまとめて、『唐會要』の流傳についての私見を提示したい。

九六一年に成った王溥の『唐會要』は、北宋期から既に少なくとも二系統の異本が存在した。一つはその後抄本で傳え

られていく完本であり、もう一つは一〇四六年以前に蘇州で刊行された刻本である。諸書の引用状況から見ると、北宋・南宋を通じて前者が多く引用されるのに對し、後者では引用を確認することができず、あまり宋刻本は流布しなかったようである。一方、王溥『唐會要』がその内容を基本的にそのまま吸収した蘇冕『會要』や崔鉉『續會要』は、北宋・南宋では獨立した書物として行われていた。しかし、南宋末になってくると、次第に獨立性が薄れ、『玉海』編集時には王溥『唐會要』の異本的扱いを受けるようになり、それが影響してか、南宋末から元の間に散逸してしまった。

『唐會要』の抄本は明初の『永樂大典』編纂時まではほぼ完本として存在した。これが明代の間に大きく欠損していく。その中で残されたのが南宋高宗期の抄本の系統を引くテキストで、まず巻七〇十や巻四九後半等が欠損し、ついで巻九二第二項と巻九四が欠損してから、廣く傳寫されるようになり、多くの明抄本・清初抄本の基となった。この中でも臺北抄本系抄本は、四庫本へと繋がった臺北A抄本を例に『永樂大典』所引記事と對校してかなり字句が近いことがわかった。明初のテキストの姿をかなりそのまま傳えているものと思われる。なお後者の欠損が完全になされる前に傳寫された抄本の系統があり、これが不完全ながらも残っていた「別本」や、巻九四が残っている上海丙抄本と推定される。

一方、宋刻本がその後どうなったかを明確にすることは難しい。本稿の中で推測したように、もしこの宋刻本が殿版の底本と位置づけられている刻本だとすれば、この刻本は記事を抄録した節本であり、南宋から元・明を経る間に大幅な欠損が起こり、清初には少なくとも巻七〇十と巻九四が缺失していたと考えられる。宋刻本か否かは別にして、欠損のある節本を底本として位置づけ、その欠損・節略を埋めるための四庫本や他書を利用した校訂がなされて、殿版が嘉慶初に刊行されたことは確實である。しかし、諸書所引の『唐會要』の記事を利用せずに他書で校訂・補入を行ったことや、二系統のテキストを混在させたことなどから、殿版は二系統の何れとも大幅に異なるテキストになってしまったのである。

以上が本稿の結論であるが、これはあくまで現段階での假説である。今後テキスト調査を進めて修正し、より精緻な假説にしていくことをお約束し、讀者の御寛恕を請う次第である。

註

- (1) 『唐會要』の通行本は、殿版及びそれを鉛印した國學基本叢書本・中華書局本・世界書局本・上海古籍出版社本等である。
- (2) 貝塚茂樹・平岡武夫「唐代史料の集成について」(『學術月報』七一六、一九五四)、平岡武夫編『唐代の行政地理』(京都大學人文科學研究所、一九五五)一九頁。
- (3) 「在臺北・國立中央圖書館藏 鈔本・唐會要について」(『律令制の諸問題』汲古書院、一九八四)。
- (4) 『東方學』七八、一九八九。
- (5) 『金澤大學教養部論集』人文科學篇二九一、一九九一。
- (6) 『中國唐史學會論文集』(三秦出版社、一九八九)。
- (7) 上海古籍出版社本は、殿版系の江蘇書局本(清同治年間刊)を底本に、殿版・上海圖書館所藏抄本四種による校訂や『舊唐書』『冊府元龜』『通典』との對校を行って成ったものである。
- (8) 書目文獻出版社、一九八八。
- (9) 「初探」によると、北京b抄本の目録と通行本の目録を比較すると、卷四八の「寺」、卷五八の「戸部侍郎」、卷六三の「在外修史」、卷六四の「崇元(玄)館」等の項目がないという。臺北B抄本系の目録も通行本の目録より項目が少ない、右記四項目では「戸部侍郎」以外は臺北B抄本系の目録にも存在しない。ここに關連性を想起させるものはあるが、鄭明氏は缺けている全項目を擧げていないようなので、これ以上の検討はできない。
- (10) 「初探」によつて、北京b抄本は翁之熹が北京圖書館に寄贈したものであることが明らかとなった。梁戰・郭群一編著『歷代藏書家辭典』(陝西人民出版社、一九九一)によれば、翁之熹は翁同龢(一八三〇～一九〇四)の侄孫である翁斌孫の子で、翁斌孫は翁同龢の藏書を繼承し、翁之熹も彼の死後これを繼承していたが、解放後北京圖書館に寄贈したという。
- (11) 朱彝尊所見の本というのは、『曝書亭集』卷四五「唐會要跋」に、
今影本罕有、予購之四十年、近始借抄管熟錢氏寫本。惜乎、第七卷至第九卷失去、雜以他書、第十卷亦有錯雜文字。九十二卷闕第二翻以後、九十三、九十四二卷全闕。
安得收藏家有善本、借抄成完書。姑識此以俟。
と見える常熟錢氏抄本である。確かに卷九三・九四は全缺とある。
- (12) 「初探」の「一百卷全」という表現は、卷七～十一の内容が他史料によつて補われているにもかかわらず使われていることから、後人の増補を含めて形式上全卷揃っていることを意味するものと思われる。これに對し、北京b抄本は單に「一百卷」とのみ記し、この相違がよく分からない。卷數の誤記、あるいは「全」の脱誤であろうか。それともどこかに大きな缺失のある巻があることを意味しているのであろうか。今後の再調査を待ちたい。
- (13) ただし、行格と缺巻の説明には齟齬がある。行格について

は、「前言」の引く『藏園羣書經眼録』巻六では十二行二五字とあるが、「初探」のf本は十二行二二字とある。一行の字數には幅があることが多く、調査した場所の違いによって見解が異なることがよくある。それ故、この相違は上海甲抄本とf本を同一とするうえでの支障とはならないものと考ええる。また缺巻については、f本は巻九五も全缺としているが、上海古籍出版社本の巻九五の校勘記に上海甲抄本を使った校勘が見られるので、これは鄭明氏の誤記であらう。

(14) 「初探」もこの讒語を引用するが、「新舊兩書」を「新舊唐書」に、「脱誤與舊略相等」を「脱誤與舊略等」に作る。

(15) 「初探」は「一百卷全」と記して巻九三・九四も存在するとしており、これも「前言」と異なる。しかし、上海古籍出版社本の巻九三・九四の校勘記には上海乙抄本を使った形跡はなく、缺巻と判断するのが妥当である。おそらく鄭明氏は、巻七〇十一に他書からの錯入があった点だけを見て、増補も含めれば形式上・内容上ともに全巻揃ったことになっていふものと勘違いされたのであらう。

(16) 校勘記は、北突厥の冒頭條の「送帝入關」について、「關原作「關」、據殿本・丙鈔本改。」と記す。

(17) 校勘記には四カ所の校勘が存在するが、註(16)に挙げた一カ所しか丙抄本との對校をしておらず、この推定を支持する。なお「初探」は全九四巻で巻九四が存在するとするが、完全・不完全への言及はない。

(18) 筆者は未だこの題跋の出典が確認できていない。引用は「前言」からの採引きである。

(19) 「前言」は、元・明期の流傳狀況の敘述では刻本に觸れないが、その後で「清代初期、唐會要刻本已非常罕見、著名學者和藏書家朱彝尊說、『今影本罕有、予購之四十年、近始借鈔常熟錢氏寫本』、就反映了這一情況。」と述べる。刻本の存在については宋代の流傳狀況の敘述でしか論じていないため、ここでいう「唐會要刻本」は宋刻本のように思えるのだが、表現が不明確で、「前言」がこの點をどのように考えているかがはっきりしない。

(20) 巻四九後半の五項目のうち、二條だけなのは病坊・大秦寺、三條だけなのは燃燈・僧籍・摩尼寺である。

(21) 拙稿Bで僧籍逸文と認定したのは、『永樂大典』巻八七〇六僧字・僧籍及び巻八七〇六僧字・汰僧が引用した『唐會要』の記事で、前者が天寶八載十一月十八日條、後者が會昌五年七月條である。また、僧籍もしくは巻四九雜錄の逸文と認定したのは、『永樂大典』巻八七〇六僧字・度僧の所引記事で、長慶元年三月、寶曆元年二月、大中十年十二月二十一日の三條がある。

(22) 『資治通鑑』卷二五四・廣明元年十一月乙亥條に附された胡三省註所引の『唐會要』には、「至德二年、兩京市各置普救病坊」という記事がある。これは殿版には見られず、内容より病坊の逸文と推定される。また、『資治通鑑』卷二二七・元和元年是歳條の摩尼教傳來の記事に附けられた胡三省の註に、「唐書會要十九卷」が引用され、摩尼寺に關する大曆三年六月二十九日と大曆六年正月の二條が載せられている。「唐書會要」という書物はなく、『唐會要』の誤記の可

能性が高い。もしそうだとすれば、この二條は摩尼寺の逸文と推定される。なお、胡註もかなり『唐會要』を引用するが、未だ筆者の整理が終了していないので、本稿ではその全體像の報告を割愛した。

- (23) 會昌五年條は正しくは五年五月條で、殿版では五月が脱落している。註(21)で示した逸文は、天寶八載十一月十八日、長慶元年三月、寶曆元年二月、大中十年十二月二十一日の各條がこの前に、會昌五年七月條がこの後ろに入る。なお、病坊の逸文は殿版に存する二條の中間に位置する。

- (24) 拙稿Aで『冊府元龜』俸祿と別史料との接合と推定したのは、諸司諸色本錢下の元和二年六月條である。問題となったのは「色役救旨」の四文字で、『冊府元龜』俸祿にはないが、同一内容を記す『唐會要』卷七八五坊宮苑使・元和二年六月條には「救」、同じく『舊唐書』卷十四憲宗本紀上・元和二年六月乙丑條には「色役」の語があり、これらを總合してこの條文が補入されたと推定した。しかし、他の記事が全て『冊府元龜』俸祿だけから補入されているのに、この一條だけ他史料との總合化が行われたというのもしも不自然である。また、この條には『冊府元龜』俸祿にある「伏以」「近又」「上副聖情、用弘至理」「臣當司並不收管」の字句がなく、これを節略と解すると、一方で史料の總合化を行い、一方で史料の節略をするという不自然な解釋になってしまう。やはり、この條文も清初に存在した刻本に残されていたと見るべきであろう。

- (25) 卷九二内外官職田で、四庫本にあって殿版にないのが景龍

四年三月・長慶元年十月の二條、『冊府元龜』俸祿の記事と殿版の記事とで一部内容が異なるのが開元十八年三月・同十九年四月の二條である。拙稿Aでは明確に言い切っていないが、内外官職田は四庫本と『冊府元龜』俸祿とから編集されたというのがこの時點での見解であった。しかし、いくら杜撰であっても、わずか四條しかない四庫本の條文の半分を編集で見落とすであろうか。内外官職田は清初に存在した刻本に現存していたが、節本のために記事が少なく、これを『冊府元龜』俸祿で増補したと考える方が理に合っているのではなからうか。

- (26) 日附に特に出典を明記せずに干支を註記する例もかなり見られる。現存の『唐會要』はどのテキストも日附を數字で表すのが通例だが、何箇所か干支も記入されているところがあり、本来の『唐會要』は數字と干支の併記だった可能性がある。もしこの推測が正しければ、干支の註記も異本からの引用の可能性が出てくる。なお、異文引用箇所の数には、卷二八藝文の唐前代君臣事跡・連屏・君臣事跡屏に引く『續會要』の「一本云」一箇所・「一作」二箇所が含まれている。

- (27) この記事は『唐會要』卷三十興慶宮にあり、臺北A抄本は「〔開元〕二十年六月」に、殿版は「〔開元〕二十四年六月」に作る。

- (28) 卷十一御史風聞。その内容は『唐會要』卷六十御史臺の最初の故事條に存在し、字句もほぼ同じである。

- (29) 「前言」は、谷霽光『史林漫拾』（福建人民出版社）を引いて、『玉海』卷一二八兵制の唐府兵・符契・折衝府・十二

軍に引く『會要』の府兵制度の記載を、『唐會要』ではなく蘇冕『會要』からの引用とする。しかし、その根拠はこの記事の中に現行『唐會要』にない内容があったり、字句に異同があったりする點にしかなく、そのような例は『玉海』中に頻見し、それは蘇冕『會要』が記す唐德宗以前の記事だけに限定されない。従って、今のところこの記事が『玉海』が蘇冕『會要』を引いた例と見なすことはできない。

(30) 『玉海』卷二八聖文の唐前代君臣事跡・連屏・君臣事跡屏の引く『續會要』の記事は、『唐會要』卷三六修撰・元和四年七月條と同文である。異文の註記は『續會要』の「十一獎忠良」「十三戒田獵」「書屏風六扇於中」に附けられ、それぞれ「一作忠直」「一作簡田獵」「一本云遣中使程文幹以事屏至中書」とある。これを『唐會要』臺北A抄本と對校すると、前二者は「獎忠直」「諫田獵」となる。「簡」は「諫」に通じるから、前二者の「一云」は臺北A抄本と同じである。最後は『續會要』と臺北A抄本とが同じだが、これでは文意が通じず、傳寫過程で脱落があったと推定される。現に殿版では「書屏風六扇於中書」とあり、校訂時に文意より「書」を補ったと推測される。「一本」と現存『唐會要』の字句は一致しないが、當時の『唐會要』に存在した可能性はある。

(31) 拙稿Bでは、一覽表に所引記事を九七載せるが、うち一つ『永樂大典』卷二九七二人字・美人の「唐會要王珪傳」という表記は『舊唐書』王珪傳を誤記したもので、實際の所引記事は九六であると解説した(三頁・七頁)。ところが、本稿を書く過程で點檢したところ、卷五二忠諫・貞觀元年條にこ

の記事があることに気がついた。おそらく『永樂大典』の編者が『唐會要』の記事と『舊唐書』王珪傳の記事とがほぼ同文のために混亂し、このように誤記したのである。よって拙稿Bの見解を修正し、所引記事数は九七とした。

(32) 『永樂大典』所引記事が現存『唐會要』と文章が大きく異なるケースは、殿版では八例あるが、抄本三種・四庫本では一例しかない。詳細は拙稿B参照。

(33) 明代の官府における藏書の盛衰については、來新夏著『中國古代圖書事業史』(上海人民出版社、一九九〇)二六五～七頁参照。

(34) 註(一)平岡論文。

(35) 上海古籍出版社本の卷末附録には「玉海中の唐會要佚文」が収録され、標校工作者が卷七～十の逸文と見なした三六條が、本来存在していたと推定される項目に配列して載せられている。しかしこの附録にはかなり問題がある。また逸文と思われるものが残っている一方、卷九雜郊議收録の天寶九載條・開元定禮條、卷十雜錄收録の開元十二年條、卷十藉田東郊儀收録の開元三三年條の四條は、それぞれ『唐會要』卷二三緣祀裁制、卷二社稷、卷二七行幸、卷三六修撰に見え、卷七～十の逸文ではない。またその他の記事の項目配分も筆者の見解とは異なることが多い。

(36) その四箇所とは、卷一〇五音樂・樂の唐鄉飲大射樂の末尾(『唐會要』卷三三三太常樂章・皇帝射條)、卷一五三朝貢・外夷來朝の唐日本遣使入朝・請授敎の註記(『唐會要』卷九九倭國・永貞元年條)、卷一六五宮室・館の唐修文館・昭文館・

弘文館等の太和九年條の一部（『唐會要』卷七七弘文崇文生舉・太和九年條）、卷一六七宮室・院の唐集賢殿書院・麗正殿書院等の華清宮集賢院・開元二八年條（『唐會要』卷六四集賢院・華清院條）、である。

- (37) 一例として、殿版『唐會要』卷二九節日・開元十七年條について、『玉海』卷五八藝文・錄の唐千秋金鑑錄所引記事と『永樂大典』卷二〇四三酒字・獻萬壽酒所引記事との校勘を示す。

開元十七年八月五日、……王公戚里進金鏡綬帶、士庶以絲結承露囊、更相遺問、村社作壽酒宴樂、名賽白帝、報田神。

- (1) 「絲結」、『玉海』『大典』作「結絲」。
 (2) 「遺問」、『玉海』『大典』作「問遺」。

- (3) 「酒宴樂」、『大典』無「宴」。

- (38) この『唐會要』の記事を『事物紀原』卷一正朔曆數部・中和も引用し、「二十八日」に作る。「二十六日」はおそらく『永樂大典』の誤寫であろう。

- (39) これは、『玉海』卷十八地理・郡國の唐太宗併省州郡の「今攷之志・會要、關内則泉稷……廢于元年、南夏……北連州廢于二年」の南夏州に附された註で、「會要、五年」と記す。臺北A抄本・四庫本・殿版とも、卷七十州縣改置上・關内道の夏州・寧朔縣條に、「武德六年置南夏州、貞觀二年、廢州來屬」とある。

- (40) 中華書局點校本の底本は、成化八年（一四七二）刊の李果刻本である。一部傳增湘校本に移録された宋本からの補入を行っているが、宋本自體は見えていない。實は慶元三年（一一九七）建安余氏刊の宋本二十卷が東京・靜嘉堂文庫に現存しており、管見の限り、字句だけでなく記事の配列まで中華書局本とは多くの差異が存在する。これは誤りの多いとされる麻沙本ではあるが、『紀原』の利用に當つてやはり参照する必要はある。筆者は現在またその對校作業を完了していない。なお『靜嘉堂祕籍志』卷九は、卷數を二六卷、刊行者を全氏とする。

- (41) この記事は、『永樂大典』卷八七〇六僧字・僧籍に『紀原』が引かれ、全く同文で引用されている。

- (42) 『續資治通鑑長編』卷二・建隆二年正月甲子條。

- (43) この三一記事の中には、「出唐續會要」と書かれた卷一八六銓選二・楊國忠を含む。『廣記』冒頭の引用書目には『續會要』はなく、これは『唐會要』の誤記と見られるからである。なお、この記事は『唐會要』卷七四掌選善惡・天寶十一載條からの引用である。

- (44) 『御覽』は調露元年條とするが、筆者が見た『唐會要』の現存諸テキストでは全て調露二年であった。『御覽』の誤記もしくは誤刻と考えられる。

latter half of the Southern dynasties, it represented the trends of that time.

A STUDY ON CIRCULATION OF THE *TANG HUI-YAO* 『唐會要』

FURUHATA Toru

This report is a study on the circulation of the *Tang hui-yao*, through introduction of some recent studies on this work in China and examination of its fragments quoted in other works. The main points clarified by this report are as follows:

1. Six old manuscripts of the *Tang hui-yao* are extant in China: three are kept at the Beijing Library, another three at the Shanghai Library. Five of the manuscripts and the following old manuscripts: the one possessed by the Seikado Bunko 靜嘉堂文庫 in Tokyo and the two kept at the National Central Library in Taipei, are exactly the same version. The original texts on which these eight copies were based include the one made in the reign of the Emperor Gao-zong 高宗 of the Southern Song, and those circulated in the Ming and early Qing dynasties.
2. In the Northern Song, there were at least two different versions of the *Tang hui-yao*. One was copied from the author's manuscript. The manuscript was kept in the Shi-guan 史館, and was quoted directly by the *Tai-ping yu-lan* 『太平御覽』, *Tai-ping guang-ji* 『太平廣記』 and *Zi-zhi tong-jian kao-yi* 『資治通鑑考異』, which were compiled in the Northern Song. It seems very probable that the *Shi-wu ji-yuan* 『事物紀原』 compiled in the Northern Song quoted from this version. The manuscript made in the reign of the Emperor Gao-zong of the Southern Song, and the quotations in the *Yu-hai* 『玉海』 as well as the *Yong-le da-dian* 『永樂大典』 which were compiled in the Southern Song and the year of 1408 respectively, are also estimated to have come from this version. This version had been extant in good condition up until the early Ming, but from then onward to the end of the Ming considerable pages and words were lost.

3. The other version was engraved by the year of 1046. It was not widely circulated in the Song but probably extant to the early Qing. It may have been used for revising the *Tang hui-yao* at the latter time, and regarded as the original text of the "Dian" edition 殿版. Besides, it is estimated that it was an excerpt version.

A STUDY OF COMPILATION OF THE *TONG-DIAN*
『通典』 BY DU YOU 杜佑 (735~812)
—WITH REFERENCE TO HIS CIRCUMSTANCES IN THE
TIME OF ITS PRESENTATION—

KITAGAWA Toshiaki

Concerning the year of presentation of the *Tong-dian*, there are three different viewpoints. They are 794, 801 and 803. The first view (794) seems wrong because some articles after this year appeared in the text of the *Tong-dian*, and it does not fit the actual period of compilation which extended for thirty-six years too. The third view (804) is also questionable, in view of the fact that the *Tong-dian* had already been presented by the beginning of the year before 803 recorded in the *Yu-hai* 『玉海』. Hence, the second view (801, the seventeenth year of Zhenyuan 貞元) is most credible.

After the suppression of the rebellion of the Xuzhou Army 徐州節度使軍 in 800, Du You made repeated requests for resignation from his post of military governor of Huainan province 淮南節度使. Besides, he complained that his term of office was exceptionally long, and recommended the central government of the Tang 唐 to appoint Wang E 王鏐 to be his successor so that he could be ready to return to the capital, Chang'an. In such circumstances, he presented the *Tong-dian* to the Emperor De-zong 德宗 with the desire to prove himself indispensable to the central government. Similarly, the compilation of the *Li-dao yao-jue* 『理道要訣』 commenced in the next year was also motivated by this intension. In conclusion, the compilation and presentation of the *Tong-dian* together with the *Li-dao yao-jue* should be regarded as part of Du You's political